

福祉生活病院常任委員会資料

(平成25年7月25日)

【件名】

- 1 利害関係者からの対応接待事案の発生及び再発防止等の取組について
(病院局総務課) …… 1

病 院 局

利害関係者からの供応接待事案の発生及び再発防止等の取組について

平成25年7月25日
病院局総務課

1 処分の実施

知事部局において、平成25年7月8日付けで元厚生病院職員の処分を実施した。

【利害関係者からの供応接待事案】

①対象職員：総務部の職員 ※非違行為時は病院局の職員

②処分内容：〔懲戒処分〕停職3月、〔分限処分〕課長級から係長級に降任 ※非違行為時は課長補佐級

③事実関係（概要）

厚生病院に在職中の平成22年1月から平成25年3月までの間に、委託契約中の相手方等として利害関係のある4事業者の社員から飲食の接待等を合計11回、約147,000円相当を受けた。

④監督職員に対する処分

当時、監督する立場にあった職員2名について、管理・監督が不十分であったとして、文書による注意（文書訓告）及び口頭による注意（口頭注意）を行った。

2 業者に対する処分の実施

【供応接待を行った業者への指名停止措置】

・指名停止業者：小西医療器（株）（医療機器、医療材料等卸会社：本社大阪市）
（株）サンキ（医薬品等卸会社：本社広島市）

・指名停止期間：1か月間（平成25年7月16日から8月15日まで）

＊ 知事部局においても、同様の指名停止措置を実施

＊ 当該職員に対して接待を行った事業者のうち鳥取県指名競争入札参加資格者名簿に登録されておらず直接的な利害関係者とは認められない等の上記以外の2事業者に対して病院事業管理者名で、文書警告を行った。

3 再発防止等の取組

【病院局における再発防止の取組】

(1) 接待はもとより、割り勘であっても利害関係者との飲食を一切禁止することを徹底（文書通知）

(2) 7月11日（木）両病院の院長以下幹部を招集し、コンプライアンスを再徹底

(3) 病院局全職員を対象としたコンプライアンス研修の実施（7月中）

(4) 関係する業界団体及び現在契約中の事業者に対し、病院局職員との適正な付き合いについて協力を依頼

（参考）全庁的な再発防止の取組

処分を実施した同日、コンプライアンス確立本部会議（本部長：副知事、各部局長、病院事業管理者が出席）を開催し、再発防止に向けた取組について以下のとおり申し合わせた。

○コンプライアンス確立本部会議における申し合わせ事項等

(1) 職員に対するコンプライアンス等を周知・徹底

・コンプライアンス確立本部会議で職員に向けた緊急メッセージ（コンプライアンス確立本部名）を決定し、緊急メッセージを職員一人ひとりへ確実に周知することを確認

・利害関係者からの供応接待等の禁止を明文化（服務規程、懲戒処分等の指針の改正等）

(2) 職員研修を7月中に実施（全職員）

(3) 県職員との適正な（県の関係規程を踏まえた）付き合いについて、時宜をとらえて関係業界へ協力依頼